

令和5年度 NHK歳末たすけあい 1次配分要領

1. 配分対象団体

(1) 社会福祉関係団体

- ※ 県域を活動エリアとしている当事者団体、生活困窮者支援団体等
- ※ 生活・福祉課題（ヤングケアラー・ひきこもり・社会的孤立）の解決に努めている団体

(2) 社会福祉施設連盟

(3) 更生保護施設

2. 配分対象事業の要件

(1) 歳末時期のたすけあいという募金の趣旨に沿った事業であること

(2) 福祉サービスを必要とする当事者の支援を目的としていること

(3) 令和5年12月～令和6年3月に実施すること

注1 通年事業のうち(3)の期間だけを配分対象事業として扱うことはできない。【例】○△会報2月号発行事業

注2 要望する事業にかかる支出は、12月1日以降のものに限る。

- ※ やむを得ない事情がある場合は、配分委員会で決定いたします。

(4) 当該事業において、参加費を除く収入が100万円以内であること

(5) 当該事業において、他の団体からの助成・寄付・補助等が総収入の半分以下であること

(6) 恒常的に使用する備品等の購入事業でないこと【例】事務用PC購入事業

(7) 本会実施の「第4回 いのちをつなぐ支援活動応援事業」で配分を受けた団体については、当該配分事業と異なる内容の事業で申請する場合のみ、申請可とします。

3. 受配要望額

総事業費の4分の3以内を基準とし、20万円を上限とします。

- ※人件費には充当できません。

4. 提出書類・提出方法

(1) NHK歳末たすけあい受配要望書：郵送及びe-mailの両方で提出

(2) 複数業者の見積書コピー（備品等を購入する場合のみ）：郵送のみ

(3) 今年度の事業計画書（団体作成のもの）：郵送のみ

(4) 今年度の予算書（団体作成のもの）：郵送のみ

5. 提出期限

令和5年11月24日（金）必着（厳守）

6. 配分決定方法・決定時期

社会福祉法人兵庫県共同募金会 配分委員会の審査により決定し、令和5年12月中旬に文書通知します。

7. 留意事項

- (1) 受配決定した際には、事業を実施した旨のPRを求めます。
- (2) 事業完了後に、事業完了報告書、精算書の提出を求めます。
- (3) 原則、要望書提出後の内容の変更は認めません。
- (4) 3月末日までに事業が完了できない場合、事業を中止した場合、及びこの要領に違反したときは、配分決定を取り消し、配分金の返還を求めます。

8. 提出・問合せ先

社会福祉法人 兵庫県共同募金会 (担当：大隅)

〒651-0062 神戸市中央区坂口通2-1-1 兵庫県福祉センター5階

〔TEL〕078-242-4624 〔FAX〕078-242-4625

〔メール〕info@akaihane-hyogo.or.jp 〔URL〕<http://www.akaihane-hyogo.or.jp>